

第7回大阪市市民活動推進審議会

日時 平成21年5月19日(火) 午後1時30分～午後3時30分

場所 大阪市役所 P1 会議室

《出席委員》(委員・五十音順)

相川委員 新崎委員 有田委員 楠委員 坂委員 早瀬委員 廣田委員
松浦委員 矢田貝委員 山内委員 山田委員

《本市出席者》市民局長 安全・市民活動担当部長 市民活動担当課長

市民活動担当課長代理、市民活動担当係長

《傍聴状況》傍聴なし

《当日資料》資料1～7

●開会

(資料の確認)

(山内会長)

前回の審議会でご意見のあった事項について、事務局からご説明をお願いします。

一つは、「市民活動楽市楽座をめざして」の提言について、具体的にどのようなことができていて、どこができていないかの説明をお願いします。

それから、協働に関する職員の意識調査についてアンケート等の調査はできないかというご意見がありましたので、ご説明をお願いします。

(市民活動担当課長)

前後しますが、職員の市民協働に関する意識についてというご質問がありましたので、そちらのほうの説明をさせていただきます。資料3の平成19年度研修モニターに関するアンケート調査結果からご説明します。

この資料は、本市の職員研修の総括的なところを担当している職員人材開発センターが平成19年度から各局各事業所各区役所から各200名を募集いたしまして、職員研修モニターとして選んだものであります。

今回の資料は、テーマごとにアンケートや意見聴取を行っているものの中から、市民協働に関するところを抽出させていただいたものです。テーマごとの職員モニター結果のところ、職員自らがコースを選択して受講できる職員パワーアップ研修を実施しております。その研修の希望する受講コースに関するアンケート結果です。1枚目の表に技能職員と書いてありますが、いわゆる本市の現業職場で働く職員58名に対するアンケート結果でございます。表の左側の「受講したいと思う」というところに、「地域における市民協働実践講座」についてというものがありますが、ここのところは、全体のアンケートの回答数からしますと上のほうにあると思います。市民協働の推進が必要という意識を持つ職員が一定いるということが感じられるのではないかと思います。

しかし、右のほうの表で「受講しない、受講したいと思わない」というところでは、平均より多く、理由については「市民協働については意識ができていないから実践に結びつかない」というところからいきますと、現業職場では市民協働に対する意識に開きがあるのが伺えると思います。

ページをめくっていただいて、1、3号職員に対する同様のアンケートですが、いわゆる事務職員、技術職員という職員の中の142名からのアンケート結果です。ここも左側のほうに「受講したい」コースがありまして、1人が5つ選べるところで、回答総数は約9割の648上がっていますが、この左側の表で行きますと、ちょうど真ん中あたりに「市民協働NPO入門研修」の回答数19というのと、「市民協働実践スキルアップ研修」の回答数17という数字があがっています。回答総数の中からいきますと少し平均より下のところに位置していると思います。右側に「受講したいと思わない」コースというものがあがっていますが、市民協働の2コースというのは「入門研修」で行きますと、「受講したいと思わない」コースの上から3つ目にあり、「スキルアップ研修」が真ん中あたりにあって「受講したいと思わない」コースの平均より上になっています。この結果について個々のコメントはありませんが、1、3号職員ではやはり受講コースと自らの職場が結びつかないところでは、受講しようと思わないというところに多くあがっていると思います。

このアンケートを見てみますと、何名かは市民協働が必要だと感じ、研修を受けたいと思う回答になっていますが、まだまだ意識が低いというところ です。全体的には、自分自身の業務と市民協働がなかなか結びつかないと研修を受けたくないというところになっておりまして、本市職員の市民協働に対する意識は低いのかなと思っております。

それから、次のページには「受講したい」コースと「受講したいと思わない」コースを並べて書いていますが、技能職員では意見が分かれている状態、1、3号職員については「受講したい」コースというところが低い結果になっています。

資料の最後のページになりますが、平成19年の3回目の職員モニターアンケートの集計結果でワークショップや電子会議室を実施するにあたってどういったテーマで取り組めばいいでしょうかということを書いているものであります。

この中では、200名の職員モニターのうち、4分の1以上の職員が市民協働をテーマにワークショップや電子会議をしたいという結果になっております。実は、このアンケートは、技能職員と事務・技術職員全体に対して意見を求めており、モニター職員の職場や職種などがバラバラですので、共通して意見交換できるテーマが上のほうを占めていると思われます。あともう一つ、最初に報告しましたパワーアップ研修は平成19年7月にアンケートを行い、電子会議室のほうは平成20年2月に行ったものであります。

実はその間に、平成19年12月に平松市政が誕生し、市民協働を市政運営の柱にすることが打ち出され、市民協働がクローズアップされてきた時期ですので、職員の市民協働に関する意識も少し高まったのが、アンケート結果の差につながったところではないかと思えます。モニターアンケートについては、以上でございます。

次に資料 4 であります。市民局主催で各区役所から 2 名の職員を対象にしました「市民と行政の協働促進研修」を実施しました。すべての研修が終了した後聴取しました受講者へのアンケートから、約 40 名の職員の「研修」や「市民協働」に関連した主な意見をあげております。この研修の概要は、この資料の 2 枚目のところに付けておりますが、NPO を受託先として公募提案型委託事業として実施し、NPO 側から見た視点での市民協働の研修の企画を募集しまして、グローバル環境文化研究所のほうで企画運営いただいた研修でございます。

今回の受講対象は、市民や区民に身近な区役所職員を対象にモデル的に実施していこうということで募集しましたので、区役所職員というのは、地縁系団体と歩んできた経験がほとんどであり、NPO や市民活動団体との協働の意識というのは低いのではないかという意見も伺ってございましたので、本アンケートに対しましても、NPO や市民活動団体に対するものは、否定的な意見が多いのではないかと危惧した部分もあります。資料では、主だったところを上げさせていただいておりますが、アンケート全体の意見も資料に記載されている意見の流れだったと思います。

意見としては、研修については「有意義だった」「ヒントをいただいた」「興味深いものでした」「NPO の熱意を感じる事ができた」という前向きな意見がほとんどでした。「協働を進めるうえでの具体的な方法がわかる研修があれば良かった」というような声もありました。

その下の NPO と行政の協働については、中間支援組織の役割や必要性といったことについて、「行政と中間支援組織がどう繋がっていけばいいのかわからない」といった意見がありました。また、NPO が志を持って集まっておられるのを行政が支援するという意味では、「NPO が活躍できるような場作りが必要なのではないか」といった意見がございました。

次のページの資料ですが、ここでは市民協働の進め方というようなご意見を求めたところ、「具体的な協働のイメージがつかめない」「何をどうすればいいのかわからない」「全市共通の協働の認識が必要」「体制づくりが必要」「ガイドライン評価等の整備が急務」「実際にどうすることが協働といえるのか、どう判断すればいいのかわからない」といった市民協働に対するとまどいの意見が多くありました。

このような区役所職員の意見から、協働に対する実践的なルールといったものを望んでいることが感じられました。本市職員がいただいている市民協働に対する意識といったものにつきましてご説明させていただきました。

続きまして、資料 1 のほうに戻っていただき、前回の審議会でご意見のございました平成 17 年度の「市民活動楽市楽座をめざして～市民活動と行政のための協働推進のための提言～」策定時に求められていた施策と、現在行っている施策の実施状況がわかるものということで、こちらの資料をまとめました。表の左の構想実現のための具体的な方策と書かれているところが、平成 17 年の提言に書かれていた部分であります。5 つの推進施策の項目は本文の資料編の中に協働推進策の体系というものが書かれております。ここで具体的に具体的な方策が書かれていますので、こちらを 5 つの推進施策の項目とさせていただきます。

市民活動の啓発というところでは、提言の中では「インターネットを活用した情報提供」「情

報公開」「学習機会の提供」「啓発機会の提供」「学校教育での啓発」といったところについて書かれております。表の右側に書かれている項目が本市が現在取り組んでいる事業名ということになります。

大阪市のホームページの中では、行政情報やNPOの中間支援組織が発信しておられる情報にリンクを張って両方の情報を流していく仕組みにしています。大阪市の場合24区ありますが、地域情報に対する情報提供が少し少ないという感じがいたします。行政からの支援情報は300件近くありますが、地域情報は120件ぐらいというところですので。今後、情報提供していくにあたっては、地域から、また行政からより多くの情報を受信する仕組みが必要ではないかと感じております。

学習機会の提供ということでは、地域の人材育成とか、そのためのファシリテーション講座を実施しています。本年度からは地域で主体的に行われる地域活動に取り組むための学習会への講師の派遣などの支援の事業を始める予定になっております。

できていない部分につきましては、表の左側にアスタリスクマークをつけておりますが、実は学校教育での啓発という部分は、小中学校では地域に出向いて仕事体験とか高齢者との交流の活動とか美化清掃活動、環境活動、緑化活動などを各学校で取り組んでおります。しかし、体系だっていわゆる副読本的なものを使って学習をする機会ということはないと聞いております。学校教育をどうするかというのは、教育委員会の所管でありますので調整をする必要があるのではないかと感じております。

次の項目の「環境の整備」であります。「基金制度」「補助融資制度」「税の優遇制度」「公共施設の提供・開放」「活動拠点の確保」が書いてありますが、「活動拠点の確保」以外は少しずつ進んでいるような状況です。基金助成事業は審議会でご審議いただいた結果、昨年度から助成事業を始めておりますし、ふるさと納税制度もできまして徐々に基金への寄附額も増えております。しかし、まだまだ本市が考えているところより、低い状況ですので企業等からの寄附金を増やす仕組みということで、クリック募金等も考えながら、周知を強めていかなければいけないと考えております。

税の優遇制度は、昨年度の地方税制の改正で、ふるさと納税制度ができまして、基金への寄附は増えました。しかし、NPO等から要望もあります地方税法の中での指定団体への寄附金に対する税控除の設置については、法律の中では整備されていますが、本市では「税財政あり方研究会」で外部委員を入れて検討が進められています。現時点では、共同募金会と日本赤十字社以外の団体指定というところには至っていないという状況です。

NPOの公共施設の提供というところでは、地域での取り組みになりますと、24区役所で税務担当の事務室部分が市税事務所への集約化でスペースができましたので、昨年2月から24区役所のうち16区役所で市民の皆様が市民活動の打合せなどに利用できる「市民協働スペース」を順次オープンしてきました。24区役所庁舎の状況もあり、現時点では24区全体とはなっていませんが、市民団体の方の活動できる場の提供が一定できているところですので。今後各区でNPO等の市民活動の拠点が機能するよう、残りの区役所庁舎での場の提供の検討が必

要なのではないかと考えています。

活動拠点の確保であります。委員の中にも該当施設を拠点にされている方もおられるかもしれませんが、もと港湾局庁舎を暫定的に使用しておりました pia NPO という施設があります。こちら耐震化のことがありまして契約が平成 24 年 3 月までということになっている状況でありますので、もう後 2～3 年という状況の中で、大阪市における市民活動における恒常的な拠点施設の確保ということの検討が急がれるのではないかと考えております。

協働の推進の項目であります。事業委託の推進というところでは NPO からの公募提案型委託事業を実施しております。選考過程の公開までには至っていませんが、選考結果につきましては評価等を含めてコメントの公表を行っております。しかし、本市の施策への意見や提案を受けるための中間支援組織の意見交換の場いわゆるラウンドテーブルとか、全庁的な市民協働の推進体制、NPO との協働事業をする仕組みについては未設置であります。

市民協働に関する職員研修や NPO への職員派遣、いわゆる人事交流になりますが、こういったことについては、先ほど説明した職員研修をモデル的に市民局が実施しているにとどまっている状況であります。今後、いろいろな協働事業を全庁的に進めるためには、協働に対する指針となる NPO と行政との協働を推進するためのルール作りが急がれるところだと考えております。ルールに基づき、全庁的な協働推進体制の整備や協働の評価制度、体系だった職員研修、NPO との意見交換への場作りを進めていく必要があると考えております。

支援機能の整備の項では、各区の独自調整機能や他のセクターとのコーディネート機能というところが、まだ少し各区というところでは弱いのではないかと考えております。各区では区社会福祉協議会の中にボランティアビューローがありまして、大阪市のボランティア情報センターと機能を結びまして情報の提供は行っておりますし、ボランティア活動の相談にも乗っているところではあります。区役所というところでは、そういった窓口機能はない状況であります。市民の皆さんにとって身近な区役所で市民活動に対する支援機能の充実を図る必要があります。そういったコーディネート機能を含む区役所の市民活動に対する支援機能や相談機能の充実には、区政改革に対する取り組みを一層進める必要があるのではないかと考えています。

また、各区における中間支援的な役割りとしては、各セクターとコーディネート機能としての各区のコミュニティ協会というものがあるのですが、やはり中間支援機能を図るところでは、コミュニティ協会の組織機能はまだまだなのかなと考えております。そうしたことで、コミュニティ協会の組織強化にも取り組む必要があるのではないかと考えております。こうしたものも市民協働のルール作りや市民活動の拠点整備の検討の中で、一定検討をする必要があるのではないかと考えております。

地域との連携であります。地縁系団体とテーマ型団体の連携あるいは、タウンミーティング、企業との連携という中でいきますと、私どもの事業の中で市民パワー結束・元気創出事業という地縁系団体とテーマ型団体とがラウンドテーブルを行い、実施機関として自らが主体となってその事業を実施するという取り組みをこの間進めてきています。しかし、まだまだ地縁系とテーマ型との連携というのは進んでいないというのが現状であります。こうしたところも、

行政や中間支援組織が連携してコーディネート力を発揮すること、あるいは、その他のセクターとしまして大学、大学コンソーシアムがありますので、そうしたものと地域、NPO の連携を促進させるような仕組みが必要かと思っています。

また、地域における新たなセクターとの連携によるまちづくりを推進することでいきますと、地域コミュニティの活性化を体系的にお示しする地域コミュニティの活性化を促進するための基本方針といったものも、別途作り上げていく必要があるのではないかと考えています。

この中で、できていること、できていないことを事業の内容を説明しながらあげさせていただきましたが、表の右側で課題の整理をしておりますが、日常的な情報発信の充実とか、学校現場での学習の取り組み、基金における企業への取り組み、NPO の活動拠点となる機能確保の検討、協働事業を推進する指針となるルール作り、それから区政改革の取り組み、区コミュニティ協会の組織機能の強化、行政と中間支援組織が意見交換できるような場の設置、地域コミュニティの活性化にかかる基本方針を明らかにする必要があるのではないかと考えております。

これらについて、取り組むべき順番をどう考えるかというところを、次の資料2でまとめております。提言が17年6月にありまして、構想実現のための方策ということで、様々な取り組みを行っているところであります。しかし、課題が未整備な取り組みもまだまだありますし、更なる市民活動の推進するための施策を進めていく必要があると思っています。

ひとつとしては、全庁的に市民活動を推進していくための環境整備というものを早急に取り組む必要があると思っています。課題の第1章として2つの項目をまとめましたが、NPO と行政との協働の推進指針の策定について着手をしていきたいと考えております。また、市民活動拠点となる場の機能のあり方の検討をしていく必要があると思っています。その上で、第2章では協働の指針等からより具体的に組み立てるような内容についてご検討していただきたいと考えております。また、具体事業で基金の充実、地域での活動拠点の整備、中間支援組織との意見交換の場作り、コーディネート力の向上、協働の評価の仕組み、研修についても何かお示しいただけるような提言をあげていただけたらと考えております。審議会のほうで何に取り組んでいくのかは、今後ご提言をいただけたらと思っています。

(山内会長)

ありがとうございました。

特に資料1の表で項目ごとに作っていただいたのですが、かなり提言の内容が実施されたというところと、一部着手されているが課題が残っているところ、未着手のところとバラつきがあったように思います。協働の指針をどのように作るのかというところと活動拠点というところについて少し時間を取って議論したいと思います。

何か今のご説明で質問がありましたら、質問を踏まえた上で後半の議論に入っていければと思っています。

前回ご欠席でしたので、自己紹介を兼ねて山田委員からご質問いただけたらお願いしたいと思います。

(山田委員)

第1回の審議会の開催の時から参加させていただいております。委員に要請があったときから、協働のルール作りをやっていただきたいと考えておまして、弁護士会にも委員就任を要請させていただいて審議会の委員に入っていただきたいとお申ししたところです。

しかし、ご説明にもありましたとおり前回の審議会は、基金作りに終始したところがありました。今回は協働のルール作りを進めていくということになっておりますので是非お願いしたいところです。協働についてのテーマというと全庁的なテーマと区レベルのテーマが当然違ってくるので、そこを含めて議論していただかないと難しい。

それと、拠点のこともありますが、機構改正により区役所に空きスペースが出てきたことを含めて、市民協働スペースの設置が進んでおりますが、市民協働の拠点作りについても同じことが言えて、市レベルの拠点作りと、区レベルの市民協働の場所の機能については当然違ってくる。区役所でスペースを設けているところでも東成区役所のパンジーのように最初に出来たところは、コーディネート機能を果たしているかどうかは別として、市の職員が張り付いてやっておられる。一方、例えば住之江区役所のように、あくまでも場所提供的なところもありますので、市民協働の場としての機能をどういう風に持たせていくのかは、今後、区レベルと全市レベルとでは異なってくると思います。

拠点ということでは、施設の部分もありますが、施設自身を新しく建設することはありえないことだと前回の議論にあったと思うので、そうなるに限られた場所でどういう機能を持たせるのかということの議論になってくる。今のご説明からすると平成21年度に指針を策定し、認証事務の移行と平行してということになるので、そういうこともやはり重要な機能の視点になる。資料に「活動拠点の核」と書いてあるところで大阪市がどういうものが必要かというものを、議論していかなければいけないと思います。他の自治体に比べ大阪市では拠点作りの部分では後発となっておりますので、大阪らしい拠点作りの機能をどう持たせていくかというところを、スケジュールの問題はあるが時間をかけて議論する必要がある。

いろんなことを含めて、市民局だけの議論をしていくということではなく、元気アップの政策推進ビジョンでも市民協働にかかるテーマが多岐にわたり非常に広いので、決して市民局だけの議論には終わらせないというのは重ねてお願いしたいと思います。

(山内会長)

活動拠点の話は後でまとめて議論させていただきたいと思いますので、他にご意見はないでしょうか。

(早瀬会長代理)

全体的な表はを見せていただいて、協働指針の件と拠点の話があるのですが、指針というのはレベルに幅があって、当たり前のことが書いている指針で楽市楽座の提言の文章を少し書き直したようなものもよくあるし、具体的に協働を進めるための項目を書き表したようなものもあって、そのレベルをどうするのかということがあります。

楽市楽座構想の7ページに協働事業とはどういうものかという全体の構成を示した表があ

って色々な仕組みが書いている。しかし、委託一つとっても色々な委託があるし、大阪市で全庁的に協働にあたる事業をチェックしようとなると、地縁団体等を合わせて考えると、想像を絶する数になると思う。例えば補助金の制度についても、以前、山内先生と一緒に箕面市で見直しをやったのですが箕面市で補助金だけで 120 ぐらいあった。それが大阪市になるともっと多いと思う。本当は補助金をどのように運用しているのか、補助を受けている団体や補助金を交付している職員を含めてチェックしないと実効的な指針にはならない。どこまでチェックするかというと、全部は不可能だと思うので、指針を作っていくときに実効性のある形で、今あるものをどう変えていくのかということになる。箕面市では4つあった補助金を一本化して市民活動に活かしていくというような改革をしたが、そこまでするのか、どこまでのレベルでやっていくのか。このあたりの問題意識をまず持って、議論を進めていくことが必要だと思う。

(楠委員)

本日のひとつのテーマである協働指針に含まれるのか分からないが、課題の中で冒頭に記載されている日常的な情報の受発信と行政としての地域活動の発信が、行政が今後市民活動を支援していく上で大きなことになっていくと思う。早瀬委員の話にもあったが大阪市の活動が非常に多くて情報が有効に発信できていない。市のほうは行政の記者クラブがあって情報は発信できると思うが、市民活動団体はそういう場が無い。例えばそういうもの、大阪であれば大阪のメディアで発信できるような場が出来れば。本当なら NPO 記者クラブみたいなものもあってもいいと思うが、これは指針に含まれるのか場作りと一緒に議論することになるのか分からないが、平行して議論していただいたら。出来ることはお金をかけずに出来ることもたくさんあるので、市民活動と行政のコラボレーションということでは、非常にスピーディーにできるのではないかと。

大学との連携の話もあったが、大阪にもサテライトキャンパスも増えているので、コラボレーションの取組みができるのではないかと思います。

(山田委員)

早瀬委員が補助事業や委託事業の話をされたが、協働事業していることが一般市民の方から見えてこないと思うが、中には公募提案で事業実施したにもかかわらず、ポスターやチラシには大阪市とか行政しか書いてないものもある。主催は大阪市や区役所になるので主催については記載されているが、そこに実施団体の名称や事業者名も入るべきだと思うが、書かれていないような実態がまだまだある。

(有田委員)

進捗状況の報告と課題を整理されたのはよかったと思うが、指針を策定するためには、なぜできなかったのか、課題の原因と背景を考えなければならない。指針がないからか、ルールがないからできなかったのか、例えば、トップの意識もあるのかなど。それが、この進捗表にあったら、指針やルール作りの重要性が理解しやすいと思います。協働していくために市民活動を促進するのはなぜかということ、市民の地域社会への主体性の発揮、市民自治の確立など市民参加のまちづくりをするためにだと思いますが、市民活動の促進も一つの手法に過ぎません。

何のためにかという目標をビジョンとして掲げなければならないと思います。

そうすると、数十年前につくられた外郭団体の見直しが必要になってきます。今日ほど市民活動が活発でない時代にやっていた事業は、これからは市民活動団体が担い手になってもいいのではないのでしょうか。その見直しを合わせてやらないと、行政としては仕組みをきちんと作ったことにはならないと思います。職員の意識調査の報告で、技能職員は現業職場が多いとおっしゃいましたが、現業こそNPOと競合関係にある仕事をたくさんされている。職員たちが、NPOとは協働もするが、競合もするという意識を持って、公共の担い手として自分たちの仕事はどうあるべきかということを考えていかないと難しいのではないかと感じました。

(相川委員)

資料の一覧表には「NPOと行政の協働指針」とあり、協働の推進の事業名や相手先を見ると、ほとんどNPOやコミュニティビジネスになっています。「楽市楽座」の中では、市民活動団体はテーマ型や地縁型もあると広く捉えておられたので、本来なら、地縁団体も含めて、どんな実績があるのか、どんな活動があるのかという部分があってしかるべきだと思うが、表からは見て取れません。

「NPOと行政の協働指針」では、NPOに絞った議論をするようですが、他の地縁系団体やまちづくり協議会といったところに、どういったアプローチするのか、という部分が抜けているような気がします。相手を広く取って協働する分野を狭くするのか、逆に相手を狭く取って分野を広くするのか、どちらかだと思います。例えば、神戸市の条例では、NPOや事業者も含めた広い相手を想定していますが、協働の対象分野は地域活動に限っています。大阪市は、相手はNPOに絞り、分野は特に問わない、といった形になっています。それぞれ地域性を生かした選択をすればよいと思いますが、定義をきちんとやっておかないと、話がぐちゃぐちゃになってしまいます。

(松浦委員)

情報発信であったり、NPOをどこまで定義するのかといった部分と同じようなことになるが、アンケートにもあったが協働の手法の必要性が顕著に現れていると思います。やはりどうすればいいかわからないというところで、大阪市のほうはルールがほしいと。協働に対してのルールであれば、他の都道府県のを参考にすれば形にはなりますし、出版されている本などを参考にするだけでも、ガイドラインとか評価は反映できる。

私は協働の機会が少ないことを感じていて、土日に起業して社会貢献をしたいという人はいると思うのですが、例えば公募提案の説明会というのも平日の昼間になっている。そうなると会社を辞めないと説明会にも行くことも出来ないし、情報を入手することもできない。普段から大阪市のホームページを見る方がいるかというところ、そうはいないと思うしRSSになっていなかったりして情報がとれない。

情報を集約している場所はあるかと思うのですが、土日の昼間に情報交換の機会を作っただけだと協働の可能性は増えるのではないかと。市民の方もそう考えている人は多いと思うので、是非やっていただきたい。

(坂委員)

検討していこうとしている行政との協働の必要性を抑えないと方向性が見えないのではないかと皆さんの意見に同感するところです。

指針だけをつくっていくイメージになったのでは、楽市楽座の中身の検討もそうですが、職員の研修のアンケートでも審議委員のメンバーで何が出来ていないのかを調べていくよりは、出来ていないからこうしていくということを抑えないと言葉だけが踊って具体性がみえない。指針が楽市楽座の文章をまとめていくだけに思えてしかたがない。検討していくうえにおいては、行政との協働は何故必要なのかどこが課題なのかを明確にしてほしい。

(山内会長)

それでは、皆さんのコメントをふまえて協働指針を作るためにどうしていくのかを議論していきたいと思います。何故必要なのか、なぜ今まで出来ていなかったのか、その分析がなければいけない。NPO との協働の範囲では NPO は、NPO 法人に限られるわけではないので、地縁型の市民活動、コミュニティビジネス、ソーシャルビジネス、外部団体と広い意味での捉え方をしているが、事務局のほうからそこのご説明をいただければ。

(市民活動担当課長)

ご指摘のありましたように NPO につきましては、資料には「(仮称) NPO と行政との協働の推進指針」と書かせていただいておりますが、広く市民活動団体だと理解しております。市民活動推進条例の中でも、地縁系の地域活動団体やいわゆる NPO の市民活動団体等を含む市民活動団体と位置づけられておりますので、そこは一定審議会の議論の中で名称も含めて協働の相手方のイメージや相手方が何かということがつかめるように、お作りいただく指針の中で言及していただければいいのではないかと考えております。

理念的なものを作るのか、実践的なものを作るのかで内容も違ってくるとご意見もありましたが、職員の研修の意見の中にもあるように実際どうしたらいいのか分かっていないというところがありますので、手にとって分かるようになるものが必要だろうと思っています。

短期間でやっていくことがいいことなのかというところで、やはり一定時間を取って進めていただければと思っておりますので、協働の指針については2つのバージョンに分けていただければと思っております。例えば、理念とか協働を進めていくために仕組みとして作らなければいけないものはどういうものがあるかといった骨子を表したような基本編みたいなものと、その後に手にとって業務に使えるような実践編というようなものと両方作る必要があるのではないかと考えております。

しかし、実践編を作っていこうとすれば、それに対して何らかの予算措置が必要になってくるとか、市民局だけで進めていってできるのですかという意見もございましたが、全庁的な体制も必要になってくるかと思っております。

資料5でいいますと基本編の工程になるかと思っております。9月で指針素案のパブリックコメントを実施することになりますと素案の素案といったようなものをこの段階で作っていただくイメージになっております。その基本編を作っていただいた後で、その先に見えてくる問題を

実践編でどういう風な仕組みや内容を取り込んでいく必要があるのかということ平成 22 年度の予算を獲得しながら、実践編への取り組みに繋げていただけたらと思っております。

まずは、指針の骨子となる基本編的なものを 9 月ぐらいまでの間に、後 3 回ぐらい審議会を開催して作り上げていただけたらと考えております。骨子の作成にあたりましては、審議会の委員のうち何名か策定作業に入っていただいて、事務局と一緒に作っていただけることができましたら、そういう仕組みも考えていただければと考えております。素案の策定にあたりましてそういった流れになりますと、次年度の予算を考えた作りこみができるのかなと思っております。

その後、骨子となる基本編につきましても中間報告や最終の提言の確定を年度内に持って行って、実践編のなかで評価の仕組みとか、協働を進めるためにどうしたらいいのか、相手方をどう決めていけばいいのかを本当に分かるようなものをご意見をいただき出来るのならば、22 年度の中で適宜作って行って職員に示していければと思っております。協働の進め方をお示しいただけたら、各局の局長なり所属長や職員を含めて基本編の説明をしたうえで、実践編を作るために全庁体制を設置しますといったことになってくると思っています。

そのためには、ワーキング的な作業部会を作るわけですけど、次回協働の必要性や方向性をどうするのかといったこともあるので、基本編のイメージがわくように次回の審議会開催ぐらいには、素案のたたき台を作っていければと思っております。その間に作業部会と議論を重ねて実施していく。ただ、それだけでは内容がいいのか分からないので、他の都道府県のものや政令指定都市のものにいいものもありますので、たたき台と合わせて他の自治体の事例と一緒にご提案して審議会の中で議論いただきながら作業部会のなかで修正を進めていく作業を行っていければと考えております。

(山内会長)

指針の具体的なイメージというか基本編と実践編を作っていきたいということですが、スケジュールが結構きつい感じがします。だいたい夏休みぐらいの時期までにしていかなければいけない。

審議会の本体の中からワーキンググループを作って、中身を作っていけばいいのではないかとご提案がありました。先ほど皆さんからいただいたご質問は基本編の中に入るのではないかと思います。

(早瀬会長代理)

先ほどのこれまでの実績はどうかというところになるのですが、結構、重要な問題では白書が出来なかったことだと思います。何故かという白書を作るためには評価しないといけない。事業報告をする場合、いろいろな分析をしないといけない。企業だと CSR 報告書などで全社的な報告をするのですが、評価が出来ていないと実践的な改善につながるものにはならない。

これからの行政はもっと PDCA を回すようなものになっていくべきだと思うので、タイトなスケジュールで基本編をとりあえず作っていくのはいいのですが、せめて市民局版の協働関係はどうなのか。すぐに全庁的には無理だと思うので、市民局の中で市民活動団体との協働関

係はどうかの状況把握が必要だと思えます。

「環境首都コンテスト」というものがありまして、何故そんなコンテストといったものをしているかという、行政は環境に関する CSR 報告書を出していないから、アンケートを実施して評価している。企業のほうは CSR 報告書を出しているからアンケートを送ってもホームページを読んでくださいということになってアンケートの協力をえにくい。行政は報告をしていないからアンケートの上でということになるので、今回のことについても、どこかで状況把握していかないといけない。すぐに結論がでることではないが、是非何らかの形でやっていただきたい。

(山内会長)

資料 1 が目次みたいなものでこれから何回か議論する中で、事務局のコンテンツ、白書のコンテンツになるのではと思えます。

(山田委員)

課長のご説明にもありました平成 13 年に市民活動推進指針があり、理念とか仕組みの骨子を作っていくという中で、ご提示があったなかでは、資料 1 の支援機能の整備のところの区コミュニティ協会における支援機能の充実が課題に入っています。指針のままどこまで引きずっていくのかどうか。理念とか仕組みの骨子を作っていくところに課題としてあげられているが、それをどう考えておられるのか。有田委員の言われた外郭団体の問題にも係わってくると思うのですが、そこを整理していただかないと市民活動の推進や協働の推進は難しいのではないかと思います。

(市民局長)

職員の意識としては 2 つに分かれていると思えます。

先ほど質問があったように企業と地縁系の団体とがなぜ NPO の分類なのですかというところにも係わってくるのですが、職員の意識の中では地縁系団体との連携は意識の中で図れている。これは何故かと言うと、職員は今までに連携をしてきているという部分があって、もちろんそこにも課題はあるのですが、むしろ NPO とかテーマ型になるとニューカマー的なものになってどう連携すればいいのかというふうになっています。どちらとも同じ立場でゼロから作っていくことになると一緒のものになるのかなと思うのですが、職員の意識の中に地縁系との付き合い方は既に定着しているので同じルールで作っていいのかという、そこは違うものになるのではないかと思います。

いわゆる NPO という部分で、地縁系とテーマ型をどう調和させていくのか、又は競合してしまうのか。協働という中で捉えると市レベルと区レベルの中では違うのではないか。平成 13 年の時には公益活動とか、楽市楽座のときにもテーマ型と分けしながら同じ議論の中でトータルで考えましようとなっていていますが、実は現場にいる職員ベースでは地縁系とテーマ型は違うということになっています。地域ベースの市民活動との協働関係はすぐ出来ると思えますが、NPO との協働となると協働をどう捉えていけばいいのかということになる。委託事業を羅列していくと協働関係にあるようなものも出てくると思えますし、評価しようと思えば評

働けると思いますが、それだけですかとなると違うような気がします。

まずはテーマ型の部分を取り組みながら、一方で地域型のもは実は別にまとめている作業に入っていますので、そちらも見ていただいて変更が必要な部分は変更しながら、大阪市版になっていかなければいけないと思います。

(新崎委員)

コミュニティ機能の希薄化の中でNPOと言われるものと地域型と言われるものとの協働も必要なかと思いますが。地域型はもういいのだという中で進めていくと違ってくるのではないのでしょうか。コミュニティというエリアをベースとした共同体意識とNPOというテーマ型がどうつながるかということ、難しいけれどしっかり押さえておかなければいけないといった問題意識を私は持っています。

(市民局長)

私としては行政の職員が抱えている各団体との違和感という部分を申しあげています。全体としての求める方向では、地域系とテーマ型をどうマッチングするのか。連携しないとコミュニティの活性化も図れない。行政も各団体との関係ではなくて、今申しあげているような3つぐらいの団体の関係性をどう作り上げていくのかが、大きな議論になっていけばいいのかと思います。

そういう意味で、指針の中でどれぐらいのボリュームが取れるのか。むしろ各論の中で肉厚感を出してくのか、そこは指針を作っていく中で議論していただければと思っております。

(山田委員)

私の所属しております大阪NPOセンターでは、コミュニティビジネスの支援をしており、地縁型もテーマ型も関係なく支援しています。市民局長も支援機能の強化ということをおられると思うのですが、そこをコミュニティ協会が実施していくことが実態にあったものか考える必要があると思います。

(相川委員)

地縁団体と新興のNPOが対立するのは、どこの自治体でも当たり前のように起こっていますが、最近変わってきているのは、いわゆるコミュニティ施策が注目される中で、地縁団体が再注目され、NPOやボランティアとも連携・協力して、地域自治の担い手となる構図が描かれるようになったことです。その新たな自治の受け皿ができた地域に、行政が、行財政改革を通じてどれだけ権限委譲していくのか、ということで「地域力」という言葉が使われるようになりました。

それを前提とするなら、大阪市が、地域をどのように見て、どんなネットワークを作り、どのように権限委譲していくのか、という理念を盛り込まなければなりません。NPOなどのニューカマーのところにだけ新しい付き合い方のルールを作る、という姿勢は、失礼ながらちょっと時代遅れな気がします。

(山内会長)

そのあたりに正面から取り組まないと大阪市の協働指針は出来てこないと思いますし、その

中でも先ほどからも議論に出てきている外郭団体の部分も当然入ってくると思います。

(楠委員)

先ほどから出ています基本の理念の部分と実践編の部分を伺って見えてきたような気もするのですが、楽市楽座の6ページの理念原則のところ、協働の視点での取り組みが必要であると載っている部分があります。全くその通りで、先ほどの職員のアンケートにも、大阪市のほうで全部をNPOなどに丸投げの委託をすればいいものではないとありましたが、基本的にいろんなNPOにやってもらえることはNPOに任せるとというのが大阪市の基本政策なのか、あるいはそれ自体を評価していく仕組みがいるのではないかと。

例えば、ここまでを行政がやるべきでここからが市民にやってもらおうとか、市民とコラボすることでもっと質が上がっていくとか、いわゆる見極めが出来ないと予算措置とか仕事の割り振りができない。何も動いていかないのではないかと気がしました。

逆にそれを評価する機能などの役割りをどこが担っていくのか。そこは市政の中で考えていただくことになるかもしれません。そのあたり前回の議事録を見ても、いわゆる条例とかどこまでを想定されておられるのかが明確に書かれていない。もし方向性としてあれば、実践のところ、詰りやすいのかなと思います。

(坂委員)

楽市楽座の18・19ページに今のお話が提言としてまとめられています。今おっしゃられたことは審査機関を設けて見ていきましょうと書かれています。何が問題なのかが見えてこないで皆さんの意見が出てきているのだと思います。

(有田委員)

確認のためにお伺いしたい。資料1の議論の際にビジョンが必要と申しあげたのですが、先ほど課長もタイトルは仮称ですと言われ、楠委員も言われたことに関連すると、別にNPOとの協働でなくてもいいわけで、新崎委員がおっしゃったコミュニティの再生であったり、市民自治を確立するためのルール作りが協働指針なのか、確認しておいたほうがいいと思います。

というのは、例えば、指定管理者制度も含むとすると、企業とNPOが協働で運営することがあるかもしれないなど、あらゆる可能性があるわけなので、NPOに限定しなくてもいいのかなと思います。

(山内会長)

おそらくNPOに限らないということになるかと思いますが、企業までいくと議論があるところだと思います。市長が言われている市民協働もかなり広く捉えられているので、そこでの整合性も必要になってくるかと思いますが。

他の自治体のリストを見ていますと一部しか承知してないのですが、本格的に検討されているところでは佐賀県とか我々の感覚に近いところをピックアップしたらいいのではないかと思います。

検討体制ですが、ワーキンググループに入っていただく方が、指針の特徴づけに大きく係わることになると思います。

(早瀬会長代理)

前回の楽市楽座のときの作業部会は三木委員と私を含めた3名の委員でやっていたかと思
います。

(山内会長)

3~4名のワーキンググループになればいいかと思えます。

実はこの後、市民活動拠点についてどうするかということもありまして、そちらもワーキン
ググループが必要ではないかと思っておりますので、両方の委員になってしまうと大変なので、
そちらの話を先にして委員については最後に決めていきたいと思えます。

(市民活動担当課長)

拠点施設については、資料の中に工程としてあるだけで具体的なものはありませんが、前回
の審議会の中で市民局長からもありましたように、既存の大阪市の施設を有効利用して拠点施
設を作っていくという一定の方向性を作っていかなければいけないということで、やはり調査
費というようなものをつけて、どういう方向性を持っていくのかということとハードの面の整
備やソフト的な面での調査も必要なのではないかと思っております。

一つは、piaNPOとかNPOプラザをイメージしていきますと、23年度末ぐらいが契約の
期限だと聞いておりますので、23年度には施設の具体的な整備をして手を入れることを考え
ますと、22年度にはあり方の調査みたいなことに予算をつけてやっていけばいいのではない
かと思っております。

そういう意味では9月ぐらいにまでには、どういうことを活動拠点の機能として研究してい
くのかという方向性を示していかなければと思っております。話し合いの回数などは決めていま
せんが、市民活動拠点の施設の有りようということをワーキンググループで検討をしていく必
要があるのではないかと思っております。そこで有りようの検討をしたあと、機能の実際の議
論については具体的に進めていくことになるかと思えます。

資料には施設にかかる契約内容の検討と書いてありますが、実際調査するにあたっての具体
的な調査が必要になりましたら、調査費などをとった上で進めていければいいのではないかと
思えます。平成22年度末までには具体的な施設の機能を終えていかなければいけないと考
えております。機能そのものも平成23年度に取り組めるように考えますと、予算的なこともあ
りますので平成22年度の9月ぐらいには機能の内容はまとめていただく必要があるのではと
考えております。

NPOの認証業務も大阪府と協議を重ねておりますが、大阪府のほうのイメージでいくと
NPOの年度当初の報告が終わる7月ぐらいには移譲していきたいとされておりますので、ど
ういった業務内容でどのくらいの業務スペースがいるのかという部分を合わせて施設の支援機
能を考えていただければと考えております。

(山内会長)

拠点の検討のほうは少しだけ時間があるのですが、拠点のほうはpiaNPOの後継拠点とい
うことで有田委員と早瀬委員が関係してきますので、ワーキンググループに入っていだけ

ばと考えておりますが、専門の立場から楠委員にお入りいただければと思います。

(有田委員)

ワーキンググループに入るのは審議会委員でないといけないのでしょうか。というのは、「pia NPO」は私より職員のほうが実際に施設の運営に係わっており、また、NPOの共同事務所施設のあり方について、アメリカに行ったり全国の拠点施設の調査をし、条例や税優遇などの必要性についても調べており、ハード面の施設にとどまらず、機能面も包括した、市民活動促進のための拠点施設について報告書をまとめようとしています。そういう意味では、早瀬委員の大阪ボランティア協会の職員さんと私どもの職員を推薦させていただくことが可能ならば、ワーキンググループへの参加をお願いしたいと思うのですが。

(山内会長)

ただ審議会の委員が誰も入っていないということにはならないので、二人の委員にプラスして入っていただければどうかと思います。

(市民局長)

申し訳ないのですが、あまりに利害関係が過ぎるとどういう体制でワーキングしたのかというのは市民にとっても関心事ですので、あまり関係者だけの体制については見直していただきたいと思います。

(山内会長)

他の委員の方で拠点施設のワーキンググループに入りたいという方はおられませんか。

(廣田委員)

今お話を伺っていて意見を述べるほど勉強できていませんが、二つのワーキンググループにオブザーバーとしてでも参加させていただければと思います。

(松浦委員)

私も二つのワーキンググループに参加させていただければと思います。

(山内会長)

全員がどちらかのグループに入ると多すぎるかと思いますが、皆さんから一度ご意見を伺いたいと思います。

(相川委員)

ワーキンググループに入るなら、指針のほうがいいのかなと思いますが、拠点のほうは全く利害関係がありませんので会長にお任せしたいと思います。

(新崎委員)

私は、正直なところ福祉やコミュニティの分野しか分からないので、どちらに入ってもあまりお役に立てないと思います。また、インフルエンザの関係で学校の授業等もずれていってしまうので、まとまって会議に参加できるかがお約束できない状況でもあります。ワーキングからは外していただきたいところです。

(楠委員)

不適格ということではなければどちらでも参加するのですが、本業のほうでCSRと広報部長

も兼務してしまいましたので、なかなか出て来れない状況にあります。仕事を持ち込まれるほうの広報になるので予定の立たない仕事になっております。状況だけご理解いただければと思います。

(坂委員)

本業のほうでいろいろとありますので、ワーキングには入れてほしくないと思っています。

(山田委員)

ワーキングは辞退します。もし必ずということなら私どもの職員を入れていくことも考えます。

(矢田貝委員)

出来ればワーキングに入って勉強すべきと思う気持ちはありますが、現在の時点では、市、区地域女性団体協議会、区単位地域振興会の行事、会議等重なりました。

今後また時間が取れましたら、出来る限り参加出席したいと思いますのでよろしくお願いします。

(山内会長)

早瀬委員に指針の取りまとめをやっていただくということで相川委員と廣田委員と松浦委員で案の作成をしていただきたいと思います。

拠点施設のほうは、有田委員のほうでまとめていただいて、楠委員と廣田委員と松浦委員に入っていただきたいと思います。オブザーバーとして、話のあったボランティア協会の職員さんと関西国際交流団体協議会の職員さんに入っていただければと思います。

(楠委員)

不適合ということでなければ、参加させていただきます。

ひとつ確認ですが、途中で拠点のほうに話に移りましたが指針のほうのことで。楽市楽座の提言ということで坂委員からもお話があったのですが、基本的に市政としては行政改革で民間なり市民なりに任せるという方向なのか、市民活動を応援していただくが指針になっているのかというのがごちゃごちゃになっている感じがしました。

(市民局長)

基本的に全ての事業ということではありません。現在は行政がやっている仕事で市民協働を取り入れることができないかということをチェックしている状態です。その中で、既に民間委託している部分でも市民協働と言えない民間委託というものとどうするのかということを議論している状態です。全事業ということでやっておりますので、全てを整理するのはかなり時間がかかるのではないかと思います。次の行革が2年ぐらいのスパンで計画を立てていくことになるかと思っておりますので整理はされていくと思います。

一方で市の事業の市民協働の視点での市政への参画というか参加というかというものがあるのですが、そこは政策ビジョンで書かれていると思います。市の事業単位で見ると整理中の状態であります。事業仕分けという手法でやっている部分と内部で自らの事業をどういう視点で切り分けられるのかという見直しをやっている状況です。

(山内会長)

協働白書の話ができたのですが、指針を作るにあたっての作業としてできないものか。

(市民局長)

市民局レベルで作れるものはあるのですが、他は何かプラスできるものがあればそれをプラスしていければと思います。

(山内会長)

早急にということではなくても、いつかは作らなくてはいけないと思います。

(早瀬会長代理)

ワーキンググループは次回の審議会までに一回はしていくイメージなのでしょうか。

(市民活動担当課長)

そう考えております。

(新崎委員)

「楽市楽座をめざして」の中にも大阪市ボランティア情報センターとの係わりがでてないと思います。地域貢献活動マッチングシステムの中では少しふれられているのですが、大阪市ボランティア情報センターの職員の中からワーキングに入っていただくことは考えてないのでしょうか。地域との連携というところにも、拠点施設のところにも大阪市ボランティア情報センターは、係わってくるのかなというところなのですが。

(市民活動担当課長)

拠点という部分ではボランティア情報センターとの整理も必要かと思いますが、ワーキングに入っていただくか個別にお話を伺いに行くかはどちらがいいのかなと思っております。拠点の整備という具体的な施設の機能の部分で整理は必要になってくるかとは思っております。

(山内会長)

それでは次回の審議会の日程などありましたら、事務局のほうよりお願いします。

(市民活動担当課長)

参考資料として、私どもの活動を知っていただく意味でも取り組んできている事業の資料とチラシをつけさせていただいております。

一つ目は、市民活動推進基金ですが、事前登録いただいた団体に前期事業として 300 万円の助成事業の選定を寄附者意向をふまえ、選定委員の皆様へに審査いただきました。平成 21 年度前期の募集では、8 団体応募がありまして内 4 団体への助成が決定しました。

二つ目は、公募提案型事業ということで、二つの事業を市民局から公募提案として出しております。一つは「NPO のレベルアップ講座」と、もう一つは先ほどのアンケートにもありましたが好評な部分もありましたので「職員の市民協働意識の醸成講座」です。こちらはそれぞれの事業に 4 団体の応募がありまして現在審議中です。

三つ目は、先ほどから地縁系団体との取り組みということがありましたが「市民パワー結束・元気創出事業」で NPO とか団体の皆さんに事業の企画から取り組んでいただいているところです。今回は、5 月 31 日に新淀川ができて 100 周年を記念して「淀川沿いのコミュニテ

イツアー」を開催します。歴史とか文化とか少し違った視点でまち歩きを実施していきます。また少し会場は違うのですが「水とみどりの中之島フェスタ」というものを同時に開催しております。ステージのほうでいろいろなパフォーマンスを披露していただくことになっております。

もう一つは、ボランティア情報センターが発行しております「COMBO」の情報マーケットにボランティア活動の募集なりイベントのことが入っているわけですが、今回は大阪市が行っている人材・場所・物品などにテーマわけをして、ホームページだけではなく紙媒体で情報提供させていただいております。今後もいろいろな媒体を使いながら広く情報発信に努めてまいりたいと思います。

次回の日程につきましては、ご欠席されておられます三木委員に確認をさせていただいた上で、ご連絡をさせていただきます。

本日の審議は以上になります。本日はどうもありがとうございました。